

第24期 第32回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和5年2月27日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 3 2 回定例農業委員会総会議事録

令和 5 年 2 月 2 7 日（月）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 3 2 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	4 名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第 1 5 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	6 件
第 1 5 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	5 件
第 1 5 3 号	伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	1 件
（報告）		
第 6 1 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第32回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号〇〇番〇〇委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「〇〇番 〇〇委員」

「〇〇番 〇〇委員」

よろしく願いいたします。

議長

議案第145号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番（〇〇委員）

譲渡人	〇〇
譲受人	松山市 〇〇さん
申請地	大平〇〇 畑 〇〇㎡
譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	（譲受人） 経営規模拡大
権利の種類	国有財産売払いによる所有権移転

今回の申請は、国有財産売払い入札の落札者による単独申請です。譲受人は、松山市の耕作証明書にて農家資格は確認が取れていますが、伊予市には新規参入になりますのでご本人さんにお越しいただいています。譲受人の経営状況は、議案説明書1ページ1番と農作業従事計画書さらに、この後の発表によりご審議ください。事務局からは以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

譲受人が高齢であることが懸念ではあったものの、農地以外での利用可能性は低く、長年荒れている農地であり、近隣住民からも何とかして欲しいと言われていた場所で、本人もぼちぼちと農作業をするのが楽しみという意向もあり、問題ないと判断しました。

議長

ありがとうございます。委員からの報告がありましたが、譲受人ご本人にもお越しいただいております。ご本人からお話を伺う前に、何か質疑がございましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようですので、ご本人さんに入っていていただいて、営農計画書に基づいた説明をしていただけたらと思います。

〇〇さん

松山市で農業を営んでおります。縁あって伊予市のこの園地で、柿を栽培したいということで購入したものです。よろしくをお願いします。

議長

只今、ご本人さんから園地で柿を栽培したい旨の報告がありましたが、委員の皆様からご質疑、ご意見等がありましたらお願いします。はい、〇〇委員さん。

〇〇委員

先日前回は伺っておりますが、補足的にお伺いします。77歳ということで、ご高齢から管理ができなくなった場合には、息子さんが手伝ってくれるとかございますか。

〇〇さん

直接確認までは行っていませんが、自分が管理できなくなったときには、息子にお願いするつもりですが、どうしても難しい場合には第三者に譲るなど、何らかの方法でしないといけないと思っています。

議長

他にございませんでしょうか。

〇〇さんにお越しいただいた理由は、伊予市外の方ということで、一番心配する耕作放棄地となる可能性がないかどうかを確認すると、将来の管理方針について確認することで、委員の皆さんの前でお約束いただきたいということでした。

〇〇さん

居住する松山市にもそこその面積の農地を所有しており、放棄するということは一切ありませんので、よろしくお願ひします。

議長

他にご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら結構でございます。

〇〇さん

よろしくお願ひします。

議長

それでは番号1につきまして、あらためて委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番 (〇〇委員)

譲渡人	松山市	〇〇	さん
譲受人	下三谷	〇〇	さん

申請地 下三谷〇〇 田 〇〇㎡
譲受人の耕作面積 〇〇㎡
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書1ページ2番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

特段の問題はありません。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

3番 (〇〇委員)

譲渡人 松山市 〇〇 さん
譲受人 双海町上灘 〇〇 さん
申請地 〇〇 田 〇〇㎡
譲受人の耕作面積 〇〇㎡
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書1ページ3番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

特段の問題はありません。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

4番 (〇〇委員)

譲渡人	下吾川 〇〇 さん
譲受人	松山市 〇〇 さん
申請地	下三谷〇〇 田 〇〇㎡
譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書1ページ4番のとおりです。

今回の申請地は狭いものですが、議案152号番号2にある転用の残地となっているためです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

特段の問題はありません。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。
続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

5番 (〇〇委員)

譲渡人	下唐川	〇〇	さん
譲受人	上唐川	〇〇	さん
申請地	下唐川〇〇	畑	〇〇㎡
	下唐川〇〇	田	〇〇㎡
	下唐川〇〇	畑	〇〇㎡
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号5について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

特段の問題はありません。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。
続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

6番 (〇〇委員)

譲渡人	松山市 〇〇 さん
譲受人	上三谷 〇〇 さん
申請地	上三谷〇〇 畑 〇〇㎡ 他〇〇筆、合計〇〇筆で〇〇㎡です。
譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ6番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

特段の問題はありません。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

議案第152号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は 三秋 〇〇さん。

譲受人は、三秋 〇〇さん。

土地所在地は、三秋字〇〇

登記地目及び面積は、畑で、〇〇㎡

転用目的は、一般住宅です。

議案説明書は2ページ上段を、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人夫婦は、昨年12月まで子供と共に3人で賃貸アパートに居住していたものの、子供の成長に伴い現在のアパートでは手狭とな

り、また、譲渡人である父の営農を補助するための本拠を構えるべく、今回の申請に至ったものでございます。

申請地は住宅が連たんしている区域に近接する、10ha 未満の第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

特段の問題はありません。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

譲渡人は 下吾川 〇〇さん。

譲受人は、松山市 〇〇さん。

土地所在地は、下三谷〇〇

登記地目及び面積は、田で、〇〇㎡

転用目的は、レストランです。

議案説明書は2ページ中段を、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人である〇〇は、介護・障害者福祉事

業や農作物生産などを展開しており、今回、自然栽培の農産物を広める活動を行う中で、自身の耕作地や周辺農家の栽培する野菜を利用した飲食店を開業するため、申請に至ったものでございます。

申請地は住宅等が連たんしている区域に近接する10ha未満の第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

特段の問題はありません。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号3

譲渡人は 上吾川 〇〇さん。

譲受人は、松山市 〇〇さん。

土地所在地は、上吾川〇〇

登記地目及び面積は、畑で、〇〇㎡

転用目的は、分家住宅です。

議案説明書は2ページ下段を、申請地説明図は8ページから10ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人夫婦は借家に居住しており、家財等も増え手狭となったことから、新居を検討していたところ、条件に見合う適当な住戸が見つからず、ご両親に相談したところ、実家に隣接する今回の申請地を薦められ、適地と判断したことから申請に至ったものでございます。

申請地は住宅が連たんしている区域に近接する10ha未満の第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

伊予市の人口増加にもなり良い移住となると思います。特段の問題はありません。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号4

譲渡人は 双海町上灘 〇〇さん、〇〇さん。

譲受人は、双海町上灘 〇〇さん。

土地所在地は、双海町上灘〇〇 他〇〇筆

登記地目及び面積は、畑で、合計〇〇㎡ 転用面積はうち〇〇㎡。

転用目的は、工事中道路で、一時転用案件でございます。

議案説明書は3ページ上段を、申請地説明図は11ページから13ページをご覧ください。
今回の転用申請に至った理由でございますが、NEXCO西日本が発注した松山自動車道双海橋
工事に係る橋梁上部工事に必要な資機材搬入のため、一時的に工事中道路を敷設するた
めに申請に至ったものでございます。

既に工事のため一時転用を受けている場所であり、周辺農地に係る営農条件等に支障を及
ぼすおそれがないと考えられます。

なお、現地確認をいただいております〇〇委員は、本日、御欠席でございますが、特に問
題ないとの回答をいただいております。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんで
しょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号5

譲渡人は 宮下 〇〇さん、松前町浜 〇〇さん、双海町上灘 〇〇さん。

譲受人は、双海町上灘 〇〇

土地所在地は、双海町上灘〇〇 他〇〇筆

登記地目及び面積は、畑で、合計〇〇㎡ 転用面積はうち〇〇㎡。

転用目的は、工事中仮設栈橋で、一時転用案件でございます。

議案説明書は3ページ下段を、申請地説明図は14ページから16ページをご覧ください。
今回の転用申請に至った理由でございますが、NEXCO西日本が発注した松山自動車道双海橋
工事に係る橋梁上部工事に必要な資機材搬入のため、一時的に工事中道路を敷設するた
めに申請に至ったものでございます。

に申請に至ったものでございます。

既に工事のため一時転用を受けている場所であり、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

なお、現地確認をいただいております〇〇委員は、本日、御欠席でございますが、特に問題ないとの回答をいただいております。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

議案第153号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。本日追加でお配りしているものでございます。事務局の説明をお願いします。

事務局

追加議案でございます。

申出人は 松山市 〇〇さん。

申請地は 宮下〇〇 他〇〇筆。

土地所有者は、宮下 〇〇さん、〇〇さん

転用目的は貸露天駐車場で、農振農用地からの除外申出によるものでございます。

議案説明書は4ページを、申請地説明図は17ページから19ページをご覧ください。

また、今回は、昨年9月にご審議・議決いただいた、違反転用に係る案件と関連がございますので、補助資料をお配りしておりますので、順次、ご覧いただきたいと思っております。

今回の除外申出については、申出人の長男が代表を務める「〇〇株式会社」より、既存の駐車場及び資材置場が慢性的に不足しているので拡張した旨の相談を申出人が受け、資金調達の都合上、申出人が買受け、造成し、貸露天駐車場として同社へ貸与・利用するためのものとなります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件は確認済です。

なお本件に係る審議は、申出人である〇〇氏が、これまでに行った無断転用及び違反転用（許可条件違反）が違法であることを自らが認め、経過報告とともに始末書が提出され、これを愛媛県知事及び伊予市長並びに伊予市農業委員会長が受理し、無断・違反転用地の是正工事計画書に則した農地回復が図られたことを受け、許可権者である愛媛県（中予地方局農業振興課）が、違反状態が解消されたことを確認したことを受けて行われるもので、その件について、補助資料でご説明いたします。

（補助資料説明）

※経過表、違反転用地の説明及び現況説明

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明したような経過でございました。これに関し、委員の皆様からご意見ご質疑はございませんでしょうか。

〇〇委員

〇〇氏が「違反転用ではない」と述べる理屈とはどのようなものか。また、農地が回復された（違反が是正された）ということであれば、〇〇氏自身がこれまでどうであろうとも、（以後の農地転用申請などを）止める方法はあるのか。それとも（〇〇氏）の正当な権利を主張できるということになるのか。（※「違反転用を行った者であっても、違反転用を是正した後は、その者からの他の許可申請などを受け付けることになるのか」という趣旨）

事務局

〇〇氏が「違反転用ではない」と主張していた根拠は、農地法上の「農地」が現況主義に基づくことを曲解し、「勝手に農地を農地ではないものに変えてしまったら、それは「農地ではない」のであるから「農地転用許可が必要ではない」、つまり「違反転用ではない」という主張を行ってきたものです。

ただ、それが本来の解釈ではないことは明らかで、違反転用でもって「農地ではないもの」になったものについては、農地法の適用を受け、罰則が適用されるということになりますので、農業委員会として継続的に指導にあたっていたものです。

今回、そのことについて〇〇氏側が違反転用であることを認識したということで、それが真に「違反転用であることを認識した」かどうかの確認について追及をしておりましたけれども、始末書と共に提出された、農地復元に向けた「是正工事計画書」の内容を踏まえ、〇〇氏が真に反省したことを確認したというものであります。

〇〇氏が所有する農地は他にもいくつかあり、一部は自身が耕作もされているようです。違反転用地を含め状況確認を継続して参りますが、違反転用が解消されたものとして今後の手続きが行われることとなります。また、具体的にはこれからということとなります。

議長

他にございませんでしょうか。

先程説明がありましたように、違反転用されバラスを敷き詰められていた農地について、違反転用であることを認め、3月31日までに整地をするということですが、写真のとおり、2月24日現在ではバラスを除けた状態になっているということで、それを踏まえ、農振除外の申出があったものについてどうかということでございます。

他にご意見はございませんか。

(意見なし)

議長

無いようでしたら、議案第153号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第153号について承認いたします。

報告第61号

農地の使用貸借解約通知書を受理したので次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	下三谷	〇〇	さん
借受人	下三谷	〇〇	さん

届出地	下三谷〇〇	田	〇〇m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

以上です。

議長

報告第 61 号について、皆様からのご意見ご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

なければ、報告事項ですので次に進めます。

(その他報告)

※事務局より報告

議長

それでは次回は3月29日（水曜日）午後1時30分より、伊予市役所で開催します。

次回の議事録署名人については、

「〇〇番 〇〇委員」

「〇〇番 〇〇委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第32回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時26分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
